

白鷗球場貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白鷗球場（学校法人白鷗大学（以下「大学」という。）の野球場をいう。以下同じ。）の施設を学外者へ貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出施設)

第2条 貸出の対象となる白鷗球場の施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) グラウンド（スコアボードを含む。）
- (2) 照明施設
- (3) 本部室、放送室、審判員室及び救護室
- (4) その他大学が許可した施設

(貸出基準)

第3条 大学は、対象施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときに限り、貸出しを行うものとする。

- (1) 小山市野球連盟に加盟している団体が行う野球の試合等
- (2) 公益財団法人小山市体育協会（以下「体育協会」という。）管轄の野球大会及び練習試合
- (3) 小山市が主催する野球大会
- (4) 大学及び体育協会の協議により認められた野球の試合等
- (5) その他大学が適当と認めた行事等

(貸出日)

第4条 大学が学外者に対象施設を貸出できる日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学硬式野球部が、年間のスケジュールにより予約した以外の日とする。
- (2) その他大学が適当と認めた日

(使用時間帯)

第5条 大学が学外者に対象施設を貸出できる時間帯は、原則として次の表のとおりとする。

区分	時間帯
午前の部	8時00分～11時30分
午後の部	12時00分～16時30分
夜間の部	17時00分～20時00分

(貸出業務)

第6条 対象施設の貸出に係る業務は、体育協会に委託するものとする。

(使用許可の申請等)

第7条 対象施設の使用の許可を受けようとする者（以下「使用希望者」という。）

は、使用希望日の3週間前の日から15日前の日までに体育協会に申し込まなければならない。

2 体育協会は、前項の申込みを受けたときは、使用の可否を判断し、その結果及び申請手続きの方法を使用希望日の2週間前までに当該使用希望者に通知するものとする。この場合において、体育協会は、使用希望日の変更又は使用時間帯の変更若しくは制限をすることができるものとする。

3 前項の通知を受けた使用希望者は、速やかに使用許可申請書（様式第1号）を体育協会に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第8条 体育協会は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と決定したときは、当該決定を受けた使用希望者（以下「使用決定者」という。）に白鷗球場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の取消し又は変更)

第9条 使用決定者は、使用の中止又は変更をしようとするときは、第8条の規定により決定を受けた施設使用許可日（以下「使用許可日」という。）の5日前の日までにその旨を届け出なければならない。

2 前項に規定する届出がなかった場合は、当該使用許可日から30日を経過する日までの期間は、施設を使用することはできない。

(使用料の納付)

第10条 使用決定者は、使用終了後に、表1及び表2に定めるところにより算定された使用料（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

表1 野球場

利用単位	午前の部	午後の部	夜間の部	1日
	8:00～11:30	12:00～16:30	17:00～20:00	8:00～16:30
使用料の額	7,000円	9,000円	6,000円	17,000円

表2 付帯施設

区分	利用単位	使用料の額
照明施設	30分	1,600円
放送設備	利用1単位	1,000円
スコアボード	利用1単位	2,000円

(使用料の減免)

第11条 大学は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額又は一部を減免することができる。

- (1) 公共団体が主催・後援する試合等
- (2) 大学が適当と認めた場合

(使用許可の取消し)

第12条 体育協会は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) この規程に違反したとき又は違反する恐れがあるとき。
- (2) 許可の内容に違反したとき又は管理上必要とする指示に従わないとき。
- (3) その他施設の管理上必要があるとき。

2 前項の措置により使用決定者が損害を受けても、大学及び体育協会はその責任を負わない。

(報告義務)

第13条 使用決定者は、対象施設の使用を終了したときは、速やかに大学に白鷗球場使用報告書(様式第3号)を提出するとともに、必要により点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第14条 使用決定者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の使用をしないこと。

- (2) 施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (3) 施設及び備品・用具を破損・汚損又は紛失しないこと。
- (4) 大学が前号によって損害を生じた場合は、使用決定者に対して損害賠償を請求することができること。
- (5) 施設の備品及び用具は許可なく移動しないこと。
- (6) 施設の備品及び用具を大学の許可を得て移動した場合は、事後速やかに原状に復すこと。
- (7) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用決定者が責任をもって行うこと。
- (8) 物品の販売又は金品の寄付募集行為を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声などを発する、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (10) 所定の場所以外では、喫煙及び飲食をしないこと。
- (11) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (12) 大学及び体育協会関係者の指示に従うこと。

(事故責任)

第15条 対象施設を使用中又は滞在中に発生した事故又は損害に関して、大学は一切その責任を負わない。

附 則

この規程は、平成26年7月11日より施行する。

受付印

様式第1号

白鷗球場使用許可申請書

年 月 日

白鷗大学事務局長 様

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

白鷗球場貸出規程を熟知のうえ、下記のとおり使用したいので使用許可の申請をいたします。なお、使用許可を受けた場合、同規程を遵守し施設を使用します。

使用日時	年 月 日	時 ~ 時
使用目的		
使用人数		
使用施設	<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> スコアボード <input type="checkbox"/> 本部室 <input type="checkbox"/> 放送室 <input type="checkbox"/> 審判員室 <input type="checkbox"/> 救護室	
備 考		

様式第 2 号

白鷗球場使用許可書

許可番号 号

年 月 日

申請者

様

白鷗大学 事務局長

下記のとおり、白鷗球場の使用を許可します。

使用日時	年 月 日	時 ~ 時
使用目的		
使用人数		
使用施設	<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> スコアボード <input type="checkbox"/> 本部室 <input type="checkbox"/> 放送室 <input type="checkbox"/> 審判員室 <input type="checkbox"/> 救護室	
使用料	野球場 付帯施設 合計 円 円 円	

《必ずお読みください》

1. この使用許可書を使用当日球場管理人に提示してください。
2. 使用の取り消し、又は変更する場合は、使用日の5日前までに届けてください
取消期限を過ぎた取消し及び無断キャンセルの場合は、使用許可日から30日を経過する日までの期間は、施設を使用することはできません。
3. 使用料は、球場使用後に球場管理人から納付書を受け取り金融機関等で納入してください。

《球場使用上の注意》

1. 靴底に付着した泥・ゴミ等は、きれいに落としてからグラウンドにお入りください。
2. グラウンド内での喫煙は禁止します。喫煙は、指定された場所をお願いします。
3. 原則として、グラウンド内での飲食は禁止します。水以外のドリンク類は、持ち込まないでください。
4. ガムを噛みながらの使用は硬く禁止します。
5. 球場には、ゴミ箱は設置されておりません。必ず各自、各チームで責任を持ってお持ち帰りください。
6. 球場にての怪我や事故、貴重品の管理は、各自の責任で行なってください。

白鷗球場使用報告書

団体名			
代表者氏名			
使用日時	年 月 日	時 ~	時 分
使用人数	人		
使用施設	使用した施設をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> スコアボード <input type="checkbox"/> 本部室 <input type="checkbox"/> 放送室 <input type="checkbox"/> 審判員室 <input type="checkbox"/> 救護室		
備考			